

多重債務 4つの整理方法(I)

任意整理

裁判所を使わず、通常は弁護士などに依頼して、私的に直接債権者と和解交渉をして債務整理をします。

こんな場合に適しています

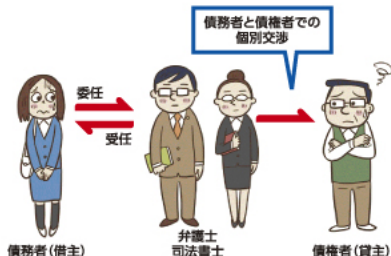
- 借金総額が比較的少額である
- 「利息の再計算」で借金の減額が見込まれる

おもなメリット

- 当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能
- 「利息の再計算」により、借金額の減額が可能
- 受任通知により取立てが止まる(すべてに共通)

おもなデメリット

- 貸金業者に対する強制力がない
- 事故情報に登録されるおそれがある(すべてに共通)



特定調停

簡易裁判所に調停を申し立て、調停委員のあっせんを受けながら、和解します。

こんな場合に適しています

- 借金をしている貸金業者の数が少ない
- 「利息の再計算」で借金の減額が見込まれる

おもなメリット

- 調停委員が仲介するため、公平な結論が期待できる
- 返済計画に強制力があるため、業者からの給与の差押えなどを止めることができる
- 費用が安い

おもなデメリット

- 返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに差押えられてしまう
- 借金をしているすべての貸金業者の合意が必要な場合もある

